モーリシャス豆知識・小話 第24号

2019 年 4 月 在モーリシャス日本国大使館

(1)日本人寿司職人参上!

在留邦人の皆さん、朗報ですよ。この度、ヘネシーパークホテルにある和食レストラン「SushiMe」に日本人の寿司職人、中原さんが着任されました。中原さんは長年パリのレストランで活躍されていた方で、今回心機一転、当地に来ていただきました。

モーリシャスには和食を看板にしたレストランがいくつかありますが、皆さん ご存じの通り、その味は日本人の我々にとっては若干ビミョーといったところ かと思います。

和食というと二言目には寿司、刺身と連発するモーリシャス人から、生魚は苦手だと言われると、本物の味を知ってるんかい、と突っ込みたくなりますし、この前和食を食べたけど本当においしかったと言われると、え、ここで?とこれまた複雑な気持ちになります。

ただ、中原さんの目には、味云々の前に、調理環境や従業員の意識、段取り等全ての面で、根本的な改善が必要とも映っているようです。

和食は日本文化そのもの。まずは食の産業に携わる人たちの間で、味だけではなく、和食とは何か、和食を作る上で何が大事なのか、ということを感じ取ってもらうことで日本への理解が広まり、深まって行けばよいなと思います。

それにしても当地で今後、和食がどう広まっていくか楽しみ。中原さんが体現する日本の味を是非多くのモーリシャス人に堪能していただきたいですね。そして我々邦人もそのお裾分けに預かりたい(笑)と考える次第です。

(2)結婚、移民、労働

先月4月は、当国で暮らし、仕事をする外国人にとって大きな関心事となる動きがありました。モーリシャス人と結婚した外国籍配偶者の労働許可に対する規則の変更です。これまではモーリシャス人と婚姻関係にある外国人は無条件に就労できたわけですが、本年3月8日以降に雇用関係にある企業、被雇用者は3ヶ月の猶予期間内に労働許可証の申請を行う必要があると、4月17日官報で発表されました。それ以前から働いている人たちは免除とのことです。これに先立ち、今国民議会では移民法の改正案が提出され議論されてきたわけですが、17日に可決されたことから、上記外国人配偶者の労働許可はそれを受けての措置だと思われます。改正移民法では、モーリシャス市民の身分を獲得するという目的のためだけに外国人とモーリシャス人の婚姻数が増加している、いわゆるマリアージュ・ブラン(偽装結婚)問題等を背景に、外国人配偶者は婚姻でも自動的には市民権付与はされない、同国に望ましくない居(者は婚姻でも自動的には市民権付与はされない、同国に望ましくない居代者、訪問者に対する制限・措置の強化といった内容が規定されたようです。また、テロリスト等海外からの犯罪予備軍を阻止するという治安上の理由も大きいとのことです。

今回の法改正は提出からわずか2ヶ月足らずのスピード審議で、しかも17日未明の午前3時半に可決されたことから、野党や一部国民からは批判の声も上がり、新聞紙上ではジャグナット首相をトランプ・アメリカ大統領に似せた風刺画も掲載されました。しかし、モーリシャスを世界一安全な国にするという首相の決意は固かったようです。

ただ、約4万人の外国人労働者がいる国で、また百万ユーロの投資で国籍を買える政策を推進している国で、モーリシャス人と結婚する者の労働は禁止するのか、との市民の素朴な声が聞かれるのも事実で、今後この法律がどのように運用されていくのか、当国に暮らす外国人にとっては気になるところです。